

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日)
(たの翌日)

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を

次のように改正する。
別表第一第一号中(53)を(54)とし、(53)から(52)までを(54)から(53)までとし、(54)の

第一条の規定に基づく入学料
この規則は、公布の日から施行する。

53 通信教育入学料徴収条例（昭和二十三年三月鳥取県条例第二十号）
第一条の規定に基づく入学料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◆規則 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 保険医療機関等の指定
- ◆教委規則 土地改良区の登録
- ◆教委告示 土地改良区の役員の退任
- ◆公 告 土地改良事業の認可
- ◆教委規則 土地改良法による換地計画の適否の決定（二件）
- ◆教委規則 保安林の指定の解除予定
- ◆教委規則 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- ◆教委規則 土地收回法による土地の立入り
- ◆教委規則 鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則
- ◆教委告示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◆公 告 鳥取県指定保護文化財の指定
- ◆公 告 鳥取県指定無形民俗文化財の指定
- ◆公 告 鳥取県指定天然記念物の指定
- ◆公 告 歯科衛生士試験の実施
- ◆公 告 歯科技工士試験の実施

告示

鳥取県告示第百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十一日

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤田 医院	○岩美郡岩美町大字浦富一〇三	昭和五十九年二月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福本 薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
有限会社網浜薬	鳥取市今町一丁目一〇一	"
あかね 薬局	米子市上福原一六〇三	"
みなし店	米子市花園町一三〇一一九	昭和五十九年二月二日
熊野歯科医院	倉吉市西町一七〇一	昭和五十九年二月十三日

鳥取県告示第百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
立川 浩	鳥医第三、〇〇八号	昭和五十九年一月六日
植木 陽子	鳥業第五三二号	昭和五十九年一月十八日

鳥取県告示第百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

理 事 加 藤 重 藏 鳥取市倭文四二一四
昭和五十八年十一月二日退任

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第百五十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（里仁地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十二号

昭和五十九年二月九日付けで岩美町から申請のあつた日比野山地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告り告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
二 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

昭和五十九年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十三号

昭和五十九年二月九日付けで岩美町から申請のあつた岩山地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
二 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所

昭和五十九年二月二十一日から二十日間

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字官田口五二五の三から五二五の五まで・五二五の一九・五二五の二〇（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線小鹿第二線支持物変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

三朝町大字鎌田、大字森及び大字大瀬地内

鳥取県告示第百五十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

番号登録 番号	者生産事業 者の氏名	者生産事業 者の住所	生産事業の内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
五百七十九 五	池谷 房男	五町東伯郡閨金 八字山口	穂の採取並びに 外幼苗及び育苗に 成り以て	池谷	東伯郡閨金 山口
五百七十九 谷本 順一	東伯郡久原 八	外幼苗及び育苗に 成り以て	苗畠	東伯郡閨金 山口	東伯郡閨金 山口
五百七十九 谷本 順一	八	外幼苗及び育苗に 成り以て	苗畠	東伯郡閨金 山口	東伯郡閨金 山口
五百七十九 苗畠	順一	苗畠	房男	東伯郡閨金 山口	東伯郡閨金 山口

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年二月二十一日から同年十二月三十一日まで

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第十三条関係）

通信制課程入学志願書				収入証紙 はり付け欄					
編	転	再		年	月	日	性別	男女	
志願者	(ふりがな) 氏名			生年 月日	年 (満 歳)				
	住 所	県	市 郡	町 村	番地				
	職 業								
保護者	氏 名				志願者と の統 柄				
	住 所	県	市 郡	町 村	番地				
志願者の学歴	学 校 名	年 月 日			卒業、卒業見込み、その他				
理由									
私は、貴校の通信制の課程に（編、転、再）入学したいので、 許可してくださるよう保護者と連署してお願いします。									
年 月 日									
志願者 保護者 氏 氏									
鳥取県立 高等学校長 殿									

備考 「理由」欄は、編入学、転入学は再入学の場合のみ記載せること。

この規則は、公布の日から施行する。
附 則

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和五十九年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

昭和五十九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二二〇	約百人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中町八〇一	約百人
米子東高等学校		米子市勝田町一	約百人

2 出願資格

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条
各号のいずれかに該当する者
- (3) 出願期間及び受付場所

- (1) 受付時間 四月二日及び三日 九時から十七時まで
- (2) 受付場所 各志望高等学校
- (3) 受付場所 各志望高等学校

- (1) 出願期間 昭和五十九年四月二日（月）から同月四日（水）までとする。ただし、郵送による場合は、昭和五十九年四月二日（月）までとの消印のあるものに限る。
- (2) 受付時間 四月四日 九時から十二時まで
- (3) 受付場所 各志望高等学校

イ 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類（ウ 出願前三箇月以内に撮影した脱帽、上半身、名刺版の写真一枚へ裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）

- (2) 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

3 入学者選抜学力検査の期日等

- (1) 期日 昭和五十九年四月六日（金）九時から（ただし、八時三十分までに集合すること。）
- (2) 場所 各志望高等学校
- (3) 学力検査の科目 国語（現代国語及び古典I乙）、数学（数学I）

6 及び英語・
入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

7 合格者の発表

昭和五十九年四月十日（火）十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

8 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として次の科目を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期（四月から八月まで）及び第二学期（九月から翌年三月まで）の二期とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会告示第五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次とのおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	特 徵	所在地	保 護 团 体
円通寺人形芝居	三昧線に胡弓及び締太鼓を加えた伴奏により、土地の民謡に合わせて操る三人遣いの人形芝居。江戸時代末期につくられたのが起りと伝えられる。わせて操つたのが「念力節」。	鳥取市	円通寺人形芝居保存会
円通寺人形			

種 別	名 称	員 数	寸法、材質その他 特徴	物 件 の 所 在 地	所 有 者
工芸品	梵 鐘	一 口	直径七四・五センチメートル 青銅製	八頭郡河原町	大字片山八五
			正安季辛丑維夏五 日の刻銘がある。	桐林太郎	国英神社
				谷一六六	

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県教育委員会告示第四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をす
る。

昭和五十九年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉都福之助

昭和59年2月21日

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

- | 尾邑 | 鳥取県知事 |
|--------|---|
| 1 試験期日 | 学説試験 昭和59年3月19日（月）午前9時から |
| 実地試験 | 昭和59年3月20日（火）午前9時から |
| 2 試験場所 | 学説試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
実地試験 鳥取市吉方温泉三丁目751番地 鳥取県立歯科衛生専門学校 |
| 3 試験科目 | 学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、
科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政
実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技 |
| 4 受験資格 | 次の各号のいずれかに該当する者
(1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
(2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者 |

昭和59年2月21日

9

鳥取県立病院

- (3) 外国歯科衛生士学校卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
昭和59年2月23日（木）から同月29日（水）まで（郵送の場合は、昭和59年2月29日（水）までの消印があるものは、有効とする。）
- 6 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類
(1) 受験願書（所定の様式によること。）
(2) 履歴書（所定の様式によること。）
(3) 受験資格を証する書類
ア 4 の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（昭和59年3月卒業見込みの者にあっては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和59年3月29日（木）までに卒業証明書を提出すること。）イ 4 の(3)に該当する者は、外国歯科衛生士学校卒業し、又は外国歯科衛生士免許を受けたことを証する書類
(4) 写真
- 手形合紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽、正面で撮影したもので、その裏面に（シエ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。
- 8 試験手数料及び納入方法
(1) 試験手数料 9,400円
(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857～26～7190）へ問い合わせること。

歯科技工法（昭和30年法律第168号）第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和59年2月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日
学説試験 昭和59年3月12日（月）午前9時から
実地試験 昭和59年3月11日（日）午前9時から
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目84番地 鳥取歯科技工専門学校
- 3 試験科目
学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小兒歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規
実地試験 歯科技工実技
- 4 受験資格

昭和59年2月21日 火曜日

鳥取県公報

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
- (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (3) 外国の歯科技工学校若しくは歯科技工養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
昭和59年2月23日（木）から同月29日（水）まで（郵送の場合は、昭和59年2月29日（水）までの消印があるものは、有効とする。）
- 6 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類
- (1) 受験願書（所定の様式によること。）
- (2) 履歴書（所定の様式によること。）
- (3) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書（昭和59年3月卒業見込みの者においては、卒業見込証明書。この場合においては、昭和59年3月22日（木）までに卒業証明書を提出すること。）
- イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
- ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
- (4) 写真

手形合紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

- (1) 試験手数料 12,000円
- (2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合消印しないこと。

9 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7190）へ問い合わせること。